

## 郵送による転出証明書の請求書

1. 異動年月日 令和 年 月 日 (新住所に住み始める日)

2. 新しい住所 \_\_\_\_\_  
(世帯主氏名 \_\_\_\_\_ )

3. いままでの住所 北海道上川郡美瑛町 \_\_\_\_\_  
(世帯主氏名 \_\_\_\_\_ )

### 4. 転出する人

氏名	生年月日	個人番号カード 住基カード の有無	氏名	生年月日	個人番号カード 住基カード の有無
	M・T・S・H・R .	有・無		M・T・S・H・R .	有・無
	M・T・S・H・R .	有・無		M・T・S・H・R .	有・無
	M・T・S・H・R .	有・無		M・T・S・H・R .	有・無

※個人番号カード又は住基カードをお持ちの方は「個人番号カード・住民基本台帳カード  
(住基カード)をお持ちの方へ」をお読みください。

5. 請求者 連絡先住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

日中に連絡のとれる電話番号 \_\_\_\_\_

※必ず記入してください。

この請求書のほかに、次のものを同封して郵送してください。

- ・ 請求者の本人確認ができるもの(免許証、健康保険証等)のコピー
- ・ 返信用封筒(送り先の住所、宛名、切手を貼ってください。)

## 【個人番号カード・住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの方へ】

転出届出時、転出する方の中に一人でも個人番号カード又は住基カードを持っている方がいる場合、転入届の特例の対象となります。転出する日のおよそ14日前から手続きができます。転出される本人または同一世帯の方が転出手続きをしてください。

この場合、転出証明書は交付されません。転入の際は、個人番号カード又は住基カードをご持参ください。

ただし、以下の要件に該当する場合、特例の対象とはなりませんのでご注意ください。

- ①転出先が国外のとき
- ②転出届出日が転出した日から14日を超えているとき
- ③全ての個人番号カード又は住基カードが一時停止または失効されているとき
- ④個人番号カード又は住基カードを転入先の役所に持参できないとき
- ⑤転出予定日から30日以内かつ転入した日から14日以内に転入手続きをできる見込みのないとき

### ・カードをお持ちで、転出届出時に転入届の特例の対象となった場合の転入届

個人番号カード又は住基カードを添えて転入の届出をしてください。届出期間は、転出予定日から30日以内かつ転入した日から14日以内です。期間内に転入の手続きをしないと転入届の特例は受けられなくなり、あらためて転出証明書の交付を受けた後に転入届をする必要があります。

転入される本人または同一世帯の方が手続きしてください。

取扱いのできない支所（出張所）がありますのでご注意ください。

転入手続きの中で個人番号カード又は住基カードの暗証番号を入力していただく必要があります。ご確認のうえお越してください。同一世帯の方が手続きされる場合は、あらかじめご本人に暗証番号をお聞き取りいただいてから、お手続きください。

前住地での転出手続きが完了していない場合は、転入の手続きができません。郵送にて転出届出をする場合は、日数に余裕を持ってお手続きくださるようお願いいたします。

ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

美瑛町役場 住民生活課 戸籍年金係

☎ 0166-92-4295 / FAX 0166-92-4414

メールアドレス juumin\_seikatsu@town.biei.hokkaido.jp